

「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」報告書

2018年7月30日、厚生労働省は、「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」報告書を公表しました。

この報告書は、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、平成29年9月に設置された「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会(座長:阿部正浩 中央大学経済学部教授)」による15回にわたる研究会の検討結果をとりまとめたものです。

報告書の項目は次のようになっています。

○ 多様な働き方のニーズ等に対応した障害者の雇用の質の向上に向けた取組の推進

1 多様な希望や特性等に対応した働き方の選択肢の拡大

(1) 週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援措置の創設

(2) 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保

(3) 希望する障害者のテレワークの推進

2 安心して安定的に働き続けられる環境の整備

(1) 精神障害者等の個別性の高い支援を要する場合の支援の充実

(2) 中高年齢層の障害者が希望により長く安定的に働ける環境の整備

(3) 地域における就労支援体制の機能強化

(4) 障害者雇用の質の向上に向けた事業主の取組に対する支援措置の創設等

○ 中小企業における障害者雇用の推進

1 中小企業における障害者の雇用状況と支援措置

2 障害者が働きやすい環境を整備する中小企業の認証制度の創設

3 中小企業に対する障害者雇用調整金及び障害者雇用納付金の適用

○ 障害者が長く安心して安定的に働き続けられる環境整備に繋げる制度の在り方

1 障害者雇用率制度の在り方

2 障害者雇用納付金制度の在り方

報告書の中で注目される提言としては、週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援措置として特例的な給付金を支給すること、テレワークの推進のために就業希望者と企業をマッチングする仕組みを整備すること、精神障害者等の個別性の高い支援を要する場合の就労パスポートを発行すること、障害者の働きやすい環境を整備する中小企業の認証制度を創設することなどが挙げられます。

詳しくは、下の厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00679.html

藤沢市「NPO運営相談サポートテラス」融資制度利用第1号のカフェ開業

藤沢市が2018年5月28日に発足させたNPO法人を含む市民活動団体の運営を支援する「NPO運営相談サポートテラス」の融資を受けて、NPO法人「Nico's Company(ニコズカンパニー)」が運営するカフェ「Nico's Kitchen(ニコズ キッチン)」が8月15日に開業しました。

カフェは、障害児者やシングルマザーらの就労支援や交流の場として、マンション1階にある空き店舗を利用し、家庭的な創作料理を提供する予定であるとのこと。

「NPO運営相談サポートテラス」は、地方自治体と金融機関などが、下のような役割分担でNPO等の活動を支援するもので、自治体の新しい取り組みとして注目されます。

藤沢市：広報周知、会場提供、年間予定の策定、調整会議の実施等

湘南信用金庫：事業計画策定支援、運営支援等を目的とした専門員の市民活動推進センターへの派遣等

藤沢市市民活動推進センター：団体の初期相談窓口（運営資金・助成金など）、金融機関への繋ぎ、情報発信等

日本政策金融公庫（横浜支店）：経営支援相談会の開催、講座等の実施、融資の実施

対象となる事業は、①市政のPRに関すること、②市民活動団体の成長支援、③地域人材の創出、育成、④その他地域活性化又は市民サービスの質的向上資する事業です。

「NPO運営相談サポートテラス」について、詳しくは、下の藤沢市のウェブサイトをご覧ください。（寺島）

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jiti-s2/press/kyotei/shonansinnkinnyoutei.html>

海外情報

[英国]下院がネット上の障害者虐待に関する特別レポートを提出

2018年8月3日、英国下院請願委員会（petition committee）は、ネット上の虐待（online abuse）に関する20万人の請願が寄せられ、特に障害者に対する虐待に関するものが多いことから、これを解決するために政府がなすべきことについての考えをまとめた特別レポートを議会に提出しました。

請願委員会は、11人の下院議員から構成されており、今回のレポートは、最終レポートを議会に提出する前に、その内容について広く国民、特に障害者およびその家族からの意見を聴取するために下院に提出されたものです。

レポートには、次のような内容が含まれています。

○政府は、ネット上の安全に関する障害者の意見をよく聞かなければならない。

○政府は、ソーシャルメディアの企業がネット上の障害者の安全について理解できるようにしなければならない。

○障害を理由として人をネット上で攻撃することは犯罪であることを明らかにする法律を政府は作らなければならない。

○これに関する罪を犯した人の名簿は公開しないが、雇用主はそれをチェックできるようにすべきである。

○政府は、知的障害者がヘイトクライムに関して簡単に報告できるよう支援をしなければならない。

○政府は、警察官を教育したり、学校での教育にとりいれたりしてネット上の障害者虐待について国民が理解ができるようにしなければならない。

○政府は、メイトクライム（mate crime）についても取り組むべきである。（メイトクライムは、

友人などのふりをして障害者を虐待したり利用したりすること。)

2018年9月20日(木)まで、ウェブサイト、メール、手紙、電話で意見を募集しています。

レポートは、下のサイトで読むことができます。(寺島)

<https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmcompetitions/1459/145902.htm>

[米国]アクセシビリティ技術のギャップに関するレポート

雇用とアクセス技術に関するパートナーシップ(Partnership on Employment & Accessible Technology: PEAT)は、2018年5月に実施した、アクセス技術におけるスキルの差(Accessible Technology Skills Gap)についての調査結果をまとめました。

PEAT は、米国労働省障害者雇用政策局(Office of Disability Employment Policy: ODEP)が開設し、北米リハビリテーション工学協会(Rehabilitation Engineering and Assistive Technology Society of North America: RESNA)が運営管理をしている組織で、すべての被雇用者のために、技術をよりアクセシブルにするために多様な人々のネットワークづくりを支援することを目的にしています。

調査は、加盟団体と協力団体宛に、それぞれの組織のアクセス技術におけるスキルについて質問するという方法で行われました。

その結果、70団体から回答があり、次のようなスキルの差があることがわかりました。

○回答した組織の84%が、アクセス技術の開発者およびデザイナーを採用することが非常に重要または重要と答えた。

○回答した組織の60%が、アクセス技術のスキルをもった求職者をみつけるのが非常に困難または困難と答えた。

○回答した組織の63%が、現在、その組織の目標を達成するためのアクセス技術のスキルをもったスタッフがいないと答えた。

○回答した企業の55%が、新しく開発者やデザイナーになるためには、アクセスの知識をもっていることが経歴として必要と答えた。

○回答した企業の41%が、アクセシビリティについての能力を証明する証明書があれば採用において有利になると答えた。

詳しくは、下の PEAT のウェブサイトをご覧ください。(寺島)

<http://www.peatworks.org/skillsgap/infographic>

[南アフリカ]障害者の中等後教育に関する政策枠組みを公表

少し前の情報ですが、2018年3月、南アフリカの高等教育・訓練省(Department of Higher Education and Training)は、「障害者に関する中等教育後の教育と訓練システムに関する戦略的政策枠組み(The Strategic Policy Framework on Disability for the Post-School Education and Training System)」を公表しました。

南アフリカ政府は、21世紀の統合された思いやりのある社会を目指しており、障害者が社会の主流からはずれ、差別されることのないよう、職場、社会、政治、スポーツにおいて障害者を包含していく必要性を強調しています。具体的には、障害者の2%が能力に応じて、就職できることを目指しています。

しかし、実際には、中学や高校を卒業して大学や専門学校に進学すると、建物がアクセシブルでなかったり、支援サービスが不足しているなど多くの問題をかかえているとのことです。そこで、このたび、障害者の中等教育後の教育における政府の政策枠組みを初めて作成し公表したとのことです。

2011年のセンサスによれば、南アフリカの人口は3,800万人で、そのうち約290万人は障害者であり、人口の7.5%であるとのことです。また、20-24歳の重度障害者で教育機関で教育を受けているのは同年代の2

0%にすぎないとのことです。

南アフリカの障害者関係の制度の歴史や法律が英語で書かれていますので、興味のある方には参考になるかもしれません。下の南アフリカ政府のサイトをご覧ください。(寺島)

<http://www.dhet.gov.za/SiteAssets/Gazettes/Approved%20Strategic%20Disability%20Policy%20Framework%20Layout220518.pdf>

[フィリピン]障害者の公的医療保険加入を政府が支援

フィリピン上院は、2018年7月30日、障害者であればフィリピン健康保険公社(Philippine Health Insurance Corporation: PHIC)の運営する公的医療保険(フィルヘルス)に自動的に加入できるとする法案の最終リーディングを賛成多数で承認したとのことです。

この上院法案1391号は、「障害者のマグナカルタ」と呼ばれる共和国法7277号を改正して、障害者であれば自動的に公的医療保険に加入できるようにしようとするものです。この法案を提出したのは、リサ・ホンティベロス(Risa Hontiveros)上院議員で、今後、法律として成立すれば、保険料を政府が肩代わりすることで、障害者も保険医療を受けられるようになるとのことです。

詳しくは、下のフィリピン上院のサイトをご覧ください。(寺島)

http://www.senate.gov.ph/press_release/2018/0730_prib3.asp

[フランス]すべての知的障害者に投票権を付与

インクルージョン・ヨーロッパ(Inclusion Europe)のニュース(2018年7月10日付)によれば、フランスのエマニュエル・マクロン大統領は、後見下にある知的障害者全員に投票権を与えると発表しました。約36万人の完

全後見下にあるフランスの知的障害者数が影響をうけるとのことです。

フランスは、2005年までは、完全後見下にある知的障害者には投票権が与えられていませんでしたが、それ以後は、裁判官の承認があれば投票ができるという状態でした。しかし、この措置によって、知的障害者の投票に制限がなくなります。

この措置は、フランス政府が推し進めている「完全市民へ戻す政策(a policy of return to full citizenship)」の一環であり、フランスが批准した障害者権利条約に従うものであるとのことです。

この措置により、フランスは、知的障害者の投票権に制限がない8番目の加盟国になるとのことです。ちなみに、15の加盟国は知的障害者に投票権がなく、6つの加盟国は裁判官の承認が必要であるとのことです。

詳細は、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<http://inclusion-europe.eu/?p=5964>

DINF新着情報

○アクセシブル・カナダ法案(easy-read版)

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/else/topics/20180622_canada.html

○「月刊ノーマライゼーション 2017年8月号(通巻3433号)」(協会発ジャーナル) 月刊ノーマライゼーション)

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n433/index.html> 他

編集後記

このニュースは、リハ協ブログのなかから、障害保健福祉研究情報として役立つようなものを選んで、一部加筆したものを中心に掲載しています。リハ協ブログには、イベント情報なども掲載していますので、ご一読ください。URLは、<http://www.jsrpd-blog.org/>です。(寺島)